岡山市建築設計業務委託要領

（令和　８　年度）

一日市市営住宅解体の建築設計業務委託

岡山市都市整備局住宅･建築部 住宅課

第１章　総　則

（目的）

この岡山市建築設計業務委託要領（以下、「設計要領」という。）は、岡山市が建築工事の設計に関する業務を委託する場合における岡山市建築設計業務委託仕様書（以下「設計仕様書」という。）の内容の詳細及び運用方法を定めることにより、設計業務の委託の適切かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

第２章　設計業務の実施

第１節　調査、打合せ

（法規等チェックリスト）

1　①建築基準法(岡山市建築基準条例含む)等の関係法規チェックリスト

及び

②既存建築物については、アスベスト含有建材、PCB使用機器、イオン化式煙感知器、水銀使用蛍光ランプ等の有害物質の対象の有無に関するチェックリストを作成し、監督員に提出すること。

石綿含有建材の使用の有無については、石綿障害予防規則・大気汚染防止法（令和5年10月1日改正施行）による予備調査を行い、定性分析等の詳細な調査が必要な場合は監督員と協議すること。

（敷地調査）

2　一般的な敷地調査（敷地周辺の状況、接道幅員、建築資材等の搬出入経路、地盤の高低差、既存建物の床高、敷地内の障害物及び排水経路等の調査・確認）を行い、必要と認められる場合は、調査結果図面の作成及び現況写真撮影を行うこと。

敷地調査の結果、さらに詳細な現況測量等が必要と認められた場合は、その理由を明示し、監督員と協議すること。

（地質調査）

3　受注者が、発注者が実施した地質調査に追加して又は新規に地質調査が必要と判断した場合は、その理由を明示し、速やかに監督員と協議すること。協議の結果、追加又は新規の地質調査を行う際、受注者は必要な調査項目・内容を設定し監督員に報告すること。

第２節　設計（実施設計）

（実施設計基本案の作成）

1　本格的な図面作成に先立って、①基本図（配置・平面・立面・断面図）、②構造概要（基礎工法、架構形式等）、③設備概要（熱源、系統図、システム図等）及び ④実施設計基本案作成段階における概算工事費等の実施設計基本案を現場説明書に記載の日までに作成・提出し、監督員の承諾を受けること。

設計要件は設計仕様書のとおりであるが、受注者から提案がある場合や発注者から要件の追加があった場合は、これらを再検討・整理のうえ、必要に応じて「基本設計内容の見直し」を行ったうえで実施設計基本案を作成すること。

（設計図の作成要領）

2　設計図の作成は、本要領第３章「設計図書等の作成基準」及び「建築工事設計図書作成基準」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）によること。これら以外の事項については、監督員と協議しその指示によること。なお、監督員と打合せのうえ、設計の簡略化に努めること。

（材料・機器、工法等の選定）

3　材料、機器等の指定を行う場合は、受注者が同等品の確認を行ったうえ、使用材料、機器及び使用メーカー等の案を作成し、監督員の承諾を受け選定すること。

１社指定の特殊な材料・機器等又は工法等の採用に当たっては、一般の材料・機器、工法等との比較表(①グレード・性能、②イニシャルコスト、③ランニングコスト、④施工性、⑤耐久性等)(原則として３者以上)を作成し指定理由を明確にして監督員の承諾を受けること。その際、必要に応じて、カタログ、定価表、使用実績表を取りそろえること。

基礎工法、指定仮設とする山留工法等の選定については、性能、施工性、近隣への影響、経済性及び汎用性（１社指定の有無）等を総合的に検討のうえ、工法検討報告書※を作成し、監督員の承諾を受けること。杭設計については、水平力及び液状化に対する検討も行うこと。

※「基礎工法検討報告書」様式による。

（「地質調査・建築設計業務委託における調査方針・基礎構造設計等に係る留意事項(H30.7)」参照）

（積算）

4　設計に当たり、工事費が、工事費概略限度額を超えることがないよう十分留意すること。また、現場説明書に記載の日までに工事費概算書を作成・提出し、監督員の承諾を受けること。

積算要領については、設計仕様書による。

工事見積書(設計書)は最新版の「営繕積算システムRIBC２」により作成し、数量積算書、専門業者見積書（原則として３者以上）、見積書比較表、積算根拠も併せて作成・提出すること。

専門業者見積書を採る際は、事前に監督員と協議すること。

（設計のチェック）

5　図面、工事見積書の作成にあたっては、設計条件等に照らし、内容を吟味し、誤記、項目漏れのないよう十分注意すること。

監督員が必要と認めたときは、設計(及び積算)チェックリストを作成・提出すること。

（別途設計との連絡調整）

6　本設計業務に関連する別途の設計業務がある場合は、関係者と随時、連絡・調整しながら円滑に本設計業務を進めること。また、工事区分や発注区分等については、監督員の指示によること。

第３章　設計図面・構造計算書等の作成基準・要領

（一般的事項）

1　設計製図の一般的要領は、次の各号によること。

(1) 経済性を高めるため、使用材料は品質・形状・寸法とも極力市場品を使用すること。

(2) 図面に記載する材料は、一般的呼称を用い、商品名を記入しないこと。また、原則として１社指定は行わないこと。特定の製造所の図面を使用する場合は、〈参考図〉と記載すること。

(3) 図面記入事項は必要最小限とし、書き込み事項の重複を避けること。

(4) 略符号は、特記仕様書に例示されているもの以外は原則として使用しないこと。

（図面の種類、順序、縮尺）

2　設計図面の種類、順序、縮尺については、原則として別表１による。

（電子納品）

3　成果物は、印刷物（原則としてA-3サイズとする。(監督員と協議)）に加え、電子納品を行う。電子納品は、下記の要領を標準とする。これらによらない場合は、監督員と協議のうえ、その指示に従うこと。

(1)　国土交通省建築設計業務電子納品要領（案）

(2)　国土交通省建築ＣＡＤ図面作成要領（案）

(3)　国土交通省建築設備ＣＡＤ図面作成要領（案）

電子納品の提出媒体は原則として以下のとおりとする。これらによらない場合は、監督員と協議のうえ、その指示に従うこと。

CD-R、CD-RW（700ＭＢ）

（CADデータ）

4　CADデータの提出は以下のとおりとする。

(1)完成図をＪＷ＿ＣＡＤで作成した場合

完成原図＋ＪＷ＿ＣＡＤ形式のCADデータ（JWC、JWW）

(2)完成図をＪＷ＿ＣＡＤ以外のCADで作成した場合

完成原図＋受注者使用CAD形式のCADデータ＋SXF仕様（P21形式又はSFC形式）に変換したCADデータ

（構造計算書）

5　構造計算書の要求がある場合は、印刷物（A-4サイズ）の提出とPDF形式に変換した電子データの電子納品を行うこと。

（製図基準）

6　製図の基準は、次の各号によること。

(1) 術語のかなはひらがなとする。ただし、外来語は片かなとする。

(2) 附近見取図、配置図、平面図等、原則として北を上方に置く。
やむを得ない場合でも、その向きは統一すること。

(3) 寸法の単位は、原則としてミリメートルとし、単位記号をつけない。その他の場合には、その単位を記入する。　（例）10,000　950

(4) 面積の単位は、平方メートル単位記号をつける。　（例）10.95㎡

各部面積及び延べ面積は、小数点以下第２位まで表示する。(小数点以下第３位を切捨て)
（建蔽率、容積率は、小数点以下第３位を切上げ）

(5) 成果物において使用する計量単位は、国際単位系（ＳＩ）とする。

(6) 表紙、図面リストの様式は、下図による。(図面枚数が多い場合は図面リストを別表とする。)
表紙の番号はA-00とする。

令和〇〇年度
岡山市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事

図面番号	図面名	縮尺	図面番号	図面名	縮尺	図面番号	図面名	縮尺
A-00	表紙	—						
A-01	建築工事特記仕様書	—						
A-02								
A-03								

押印枠

押印枠

工事名	岡山市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事				No. A－00/	〇〇〇〇〇設計事務所 岡山県知事登録第〇〇〇〇号 1級建築士登録第〇〇号 ●●●● ※ 〒 TEL	
図面名			縮尺	1/〇〇			
岡山市 都市整備局住宅･建築部 住宅課			令和〇〇年〇月				
課長	課長補佐	係長	課 員	担当者	承認	検図	製図
					※		

※提出図面については、表紙の受注者名欄に建築士である旨の表示、承認者欄に管理技術者名を記名し、検図者、製図者欄にも担当者名を記名すること。

(7) 議案用図面の作成要領は、別途、監督員の指示による。
新増築、大規模改造工事等については、議案とならないものでも議案用図面と同様の図面を作成して提出すること。

別表１　　＜注＞基本設計の場合*印を適用する。

	順序	図面名称	縮尺	備考
意匠図	【建築工事】		（原則）	
	1*	表紙・図面リスト		年度，工事名称，図面リスト
	2*	特記仕様書（設計概要） 市様式による （基本設計は概要記入）		(1) 工事場所（地名地番，住居表示） (2) 敷地面積 (3) 工事種別 (4) 用途地域，防火地域等 (5) 主要用途 (6) 建築面積 (7) 延べ面積 建築基準法算定面積・文部科学省算定面積（学校，幼稚園） (8) 建ぺい率 (9) 容積率 (10)構造・規模及び建物の高さ，主要室名等 ・基礎地業 ・構造 ・階数 ・建物軒高 ・建物最高の高さ (11) 別途工事の種類
	3*	工事区分表		
	4*	附近見取図	1/2,500	方位　（共通　原則として上を北とする。）
	5*	配置図	1/500	(1) 道路名称，道路幅員，側溝，会所桝等 (2) 隣地境界線，既設建物の用途，位置，構造，階数等 (3) 建物配置　方位，基準Ｇ・Ｌ(仮B･M)と設計Ｇ・Ｌ及び現況Ｇ・Ｌと道路Ｇ・Ｌを明示 (4) 敷地内排水系統 (注) 原則として，敷地と道路を含めた範囲を実測（高低測量を含める） のうえ確認すること。 (5) 別途工事による建築物等は破線にて表示すること。 (6) 附属建物等 機械室，渡り廊下，倉庫，自転車置場，し尿浄化槽，別棟の機械室，電気室等
	6*	仕上表		(1) 外部仕上表 ・屋根・防水・外壁等 ・建具・腰・樋等 (2) 内部仕上表
	7*	面積表及び求積図		建築基準法，文部科学省基準面積〈学校，幼稚園の場合〉による。

意匠図	8*	平面図	1/100	(1) 各階平面図は，地階より上階への順とする。 (2) 架構通りの符号は Ｘ方向左より１，２，３列･･･ Ｙ方向下よりＡ，Ｂ，Ｃ列･･･ (3) 方位 (4) 室名 (5) 建具記号（建具記号のみ別図としてもよい） (6) 別途工事による設備器具等は破線にて表示すること。 (7) 増築の場合，その関係を図示
	9*	立面図	1/100	(1) 東西南北の４面 (2) 外部仕上区分の不明確なものは引出線にて表示すること。 (3) 増築の場合，その関係を図示
	10*	断面図	1/100	(1) 主要部分２面以上，(2) 設計G・L，階高，床高，最高の高さ，軒高，天井高，開口部の高さ，室名，架構通り　を明記
	11*	矩計詳細図	1/20～1/30	主要部分の矩計図
	12	各室展開図	1/50	同一室の平面と展開は，原則として同一図面内にまとめる。
	13	各階伏図	1/100	床 伏 図：木造床組，仕上材料，床下点検口の位置等 天井伏図：室名，仕上材料，割付図，井点検口の位置等
	14	平面詳細図	1/30～1/50	主要部分の平面詳細図
	15	部分詳細図	1/30～1/50	階段廻り詳細図等
	16	建具表	1/100 1/50	(1) キープラン，記号，種類，型式，数量，使用場所，姿図，内法寸法，品質，塗装，ガラス，建具金物等 (2) 防火扉を明示 (3) 建具金物は，種類，材質等詳細に記入のこと。 (4) 延焼ライン，網入ガラス，防火ダンパー等の明示 (5) 大規模建物は建具特記事項記入
	17	その他	1/100 1/50	家 具 図：家具共通要領，詳細図 サイン図:キープラン，リスト，部分詳細図，大規模建物は特記事項を記入
	18	外構図		門，塀，柵，排水溝，駐車場，植栽等 敷地内排水勾配を明示 必要に応じて詳細図
	19	仮設計画図（参考図）		仮囲い，養生シート，仮設鉄板敷き，外部足場，矢板，山留等 ＜参考図＞と明記
	20	改修関係図		改修前・改修後の特記事項，平面図，立面図，展開図，矩計図等
	21	解体関係図		特記事項（ｱｽﾍﾞｽﾄ等），平面図，立面図，展開図，矩計図等
	22	設備関係図		合併浄化槽の躯体，受水槽，高置水槽，キュービクルの基礎，架台，別棟の機械室，電気室等
	23	昇降機設備図（参考図）		仕様，工事区分，昇降路断面，平面詳細図 ＜参考図＞と明記

構造図	24	構造特記仕様書		梁貫通補強，合成スラブ標準図，杭頭ｱﾝｶｰ　等
	25	各階構造伏図	1/100	杭 伏 図：位置，間隔を明示する平面（既設杭の位置を含む） 杭打工法の明示，杭リスト（ 種別，杭径，杭長，杭深度，本数等） 試験杭（位置，杭長，杭深度，本数等） （注）土質柱状断面図にﾌｰﾁﾝｸﾞ底，杭頭及び杭先端の深さを明示すること。 基礎伏図：基礎，地中梁，レベル等 各階伏図：大梁，小梁，床板，天端レベル等
	26	軸組図	1/50～ 1/100	架構図 鉄骨造：間柱，筋違，胴縁を明示，寄芯明記
	27	部材断面リスト	1/50～ 1/100	基礎リスト：平面，断面，杭との取合い部詳細 地中梁リスト：〔※Ｘ方向Ｇ　Ｙ方向ｇとし通し数字とする。〕 大梁リスト：〔※Ｘ方向Ｇ　Ｙ方向ｇとし通し数字とする。〕 小梁リスト：〔※Ｘ方向Ｂ　Ｙ方向ｂとし通し数字とする。〕 柱リスト：鉄骨：寄芯明記 床板リスト詳細：代表的な床板の配筋詳細，開口部廻りの補強等 壁リスト詳細：代表的な壁の配筋詳細，開口部廻りの補強等
	28	標準詳細図	1/20～1/50	鉄骨詳細図：継手，仕口の溶接，ＨＴＢ詳細，柱脚詳細，ブレース仕口詳細等
	29	各部詳細図	1/50	階段詳細等
	30	配筋要領図		
電気設備図	【電気設備工事】			
	1	表紙・図面リスト		年度，工事名称，図面リスト
	2	特記仕様書		市様式による，工事区分一覧表
	3	附近見取図	1/2,500	方位　（共通　原則として上を北とする。）
	4	配置図	1/500	(1) 道路名称，道路幅員，側溝，会所桝等 (2) 隣地境界線，既設建物の用途，位置，構造，階数等 (3) 建物配置　方位，基準Ｇ・Ｌ(仮B･M)と設計Ｇ・Ｌ及び現況Ｇ・Ｌと道路Ｇ・Ｌを明示 (4) 敷地内排水系統 （注）原則として，敷地と道路を含めた範囲を実測（高低測量を含める）のうえ確認すること。 (5) 別途工事による建築物等は破線にて表示すること。
	5	電灯設備図	1/100	電灯コンセント平面図，照明器具姿図等
	6	動力設備図	1/100	平面図等
	7	電熱設備図	1/100	平面図等
	8	雷保護設備図	1/100	平面図，屋根伏図等
	9	受変電設備図	1/100	平面図，系統図等
	10	静止型電源設備図	1/100	平面図，系統図等
	11	発電設備図	1/100	平面図，直流電源装置，系統図等
	12	構内情報通信網設備図	1/100	平面図，機器図，系統図等
	13	構内交換設備図	1/100	平面図，機器図，系統図等
	14	情報表示設備図	1/100	平面図，機器図，系統図等

電気設備図	15	映像・音響設備図	1/100	平面図，機器図，系統図等
	16	拡声設備図	1/100	平面図，機器図，系統図等
	17	誘導支援設備図	1/100	平面図，機器図，系統図等
	18	テレビ共同受信設備図	1/100	平面図，機器図，系統図，受信点詳細図，レベル・ダイヤグラム等
	19	テレビ電波障害防除設備図	1/100	平面図，機器図，系統図，受信点詳細図，レベル・ダイヤグラム等
	20	監視カメラ設備図	1/100	平面図，機器図，系統図等
	21	駐車場管制備図	1/100	平面図，機器図，系統図等
	22	防犯・入退室管理設備図	1/100	平面図，機器図，系統図等
	23	火災報知設備図	1/100	平面図，機器図，系統図等
	24	中央監視制御設備図	1/100	平面図，機器図，系統図等
	25	構内配電線路図	1/100	配置図，平面図等
	26	構内通信線路図	1/100	配置図，平面図等
	27	屋外附帯設備関係図	1/100	配置図，平面図等
	28	電気設備設計計算書図	1/100	
	29	計画通知等に必要な図書	1/100	
	30	改修関係図	1/50～ 1/100	平面図，詳細図等
	31	解体関係図	1/100	平面図等
機械設備図	【機械設備工事】 「空調換気設備」			
	1	表紙・図面リスト		年度，工事名称，図面リスト
	2	特記仕様書		市様式による，工事区分一覧表
	3	附近見取図	1/2,500	方位　（共通　原則として上を北とする。）
	4	配置図	1/500	(1) 道路名称，道路幅員，側溝，会所桝等 (2) 隣地境界線，既設建物の用途，位置，構造，階数等 (3) 建物配置　方位，基準Ｇ・Ｌ(仮B･M)と設計Ｇ・Ｌ及び現況G・Lと道路G・Lを明示 (4) 敷地内排水系統 （注）原則として，敷地と道路を含めた範囲を実測（高低測量を含める）のうえ確認すること。 (5) 別途工事による建築物等は破線にて表示すること。
	5	機器表	1/100	寸法，能力，機器仕様等
	6	空気調和設備図	1/50～ 1/100	平面図，配管系統図，機械室詳細図，機器詳細図，ダクト図，システム図等
	7	換気設備図	1/50～ 1/100	平面図，機械室詳細図，機器詳細図，ダクト図，システム図等
	8	排煙設備図	1/50～ 1/100	平面図，機械室詳細図，機器詳細図，ダクト図，システム図等
	9	自動制御設備図	1/100	平面図，中央監視機器ハード，機能表，システム図等
	10	自動制御計装図	1/100	平面図，機器表，動作説明，入出力一覧表等
	11	冷暖房設備図	1/50～ 1/100	平面図，配管系統図，機械室詳細図，機器詳細図，ダクト図，システム図等
	12	各機器基礎詳細図		建築工事分を含め整理のこと

機械設備図	13	空調計算書		
	14	改修関係図	1/50～ 1/100	平面図，詳細図等
	15	解体関係図	1/100	平面図等
	【機械設備工事】 「給排水衛生設備」			
	1	表紙		年度，工事名称，図面リスト
	2	特記仕様書		市様式による，工事区分一覧表
	3	附近見取図	1/2,500	方位　（共通　原則として上を北とする。）
	4	配置図	1/500	(1) 道路名称，道路幅員，側溝，会所桝等 (2) 隣地境界線，既設建物の用途，位置，構造，階数等 (3) 建物配置　方位，基準Ｇ・Ｌ(仮B･M)と設計Ｇ・Ｌ及び現況G・Lと道路G・Lを明示 (4) 敷地内排水系統 (注) 原則として，敷地と道路を含めた範囲を実測（高低測量を含める）のうえ確認すること。 (5) 別途工事による建築物等は破線にて表示すること。
	5	機器表	1/100	寸法，能力，機器仕様等
	6	衛生器具設備図	1/50～ 1/100	平面図，各器具取付及び配管要領図等
	7	給水設備図	1/50～ 1/100	平面図，配管要領図等 受水槽，高置水槽詳細図等 排水計算，水槽容量計算，揚水ポンプ容量計算等 監視制御表等
	8	排水設備図	1/50～ 1/100	平面図，桝リスト，配管平面詳細図，容量計算等
	9	給湯設備図	1/50～ 1/100	平面図，配管平面詳細図，容量計算等
	10	消火設備図	1/50～ 1/100	平面図，配管平面詳細図，監視制御表，容量計算等
	11	厨房設備図	1/50～ 1/100	平面図，配管平面詳細図，容量計算等
	12	ガス設備図	1/50～ 1/100	平面図，配管平面詳細図，容量計算等
	13	合併浄化槽設備図	1/50～ 1/100	平面図，断面図，配線図，配管平面詳細図，監視制御表等 処理対象人員，水量計算等
	14	改修関係図	1/50～ 1/100	平面図，立面図、断面図、詳細図等
	15	解体関係図	1/100	平面図、立面図、矩計図等